

江戸川区公式 X（旧ツイッター）運用要領

（目的）

第 1 条 この要領は、江戸川区（以下「区」という。）が X（旧 Twitter）（以下、「X」という。）を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）X インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- （2）公式 X 区が設置・運用する X をいう。
- （3）アカウント X を運用するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- （4）フォロー 他のユーザーのポストを受信するように登録することをいう。
- （5）ポスト X に記事を投稿する行為。または投稿された記事をいう。
- （6）リポスト 他のユーザーのポストを自身のフォロワーに読めるようにする行為をいう。
- （7）リプライ 他のユーザーのポストに返信をすることをいう。
- （8）代替テキスト 画像や動画などの非テキストコンテンツの内容を説明するテキスト情報のことをいう。

（運営主体）

- 第 3 条 公式 X の運営主体は区とし、アカウントの管理、ポストの発信は広報課が行う。
- 2 広報課長を情報セキュリティ管理者とし、公式 X のアカウント管理を行う。
 - 3 広報課区政案内係長を情報システム運用管理者とし、公式 X の運用を行う。
 - 4 広報課区政案内係に所属する職員のうちから情報システム運用管理者が指名した者をコンテンツ作成者とし、公式 X に掲載する投稿内容を作成及びポスト承認をする。
 - 5 ユーザー名は edogawa_city とする。なお、パスワードは定期的に変更するものとする。

（アカウント運用者の明示）

第 4 条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として X のユーザー名を、区公式ホームページ上に明示する。

（掲載内容）

第 5 条 X で、次に掲げるものをポストする。

- (1) 区公式ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 広報課から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) えどがわメールニュースなどメール配信システムで配信したもの
- (4) 担当課、地方公共団体など、上長の承認を経て依頼のあったもの
- (5) その他、情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

2 画像等をポストした場合、必要に応じてその画像等に代替テキストを設定することとする。

(リプライ、リポスト、およびフォローの制限)

第 6 条 掲載内容に対する意見などに対しては、原則としてリプライはしない。また、区からリポストはしない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したポストで、特に情報セキュリティ管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

2 フォローする対象は次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県及び自治体
- (2) 公的機関及びそれに準じる機関
- (3) インフルエンサーとして情報セキュリティ管理者が適当と認めるもの

(ホームページとのリンク)

第 7 条 ポストに記載する URL のリンク先は、原則として区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したホームページで、特に情報セキュリティ管理者が必要と認めるものはこの限りでない。

(その他)

第 8 条 その他、この要領の実施について必要な事項は、情報セキュリティ管理者が別に定める。

付則

この要領は、平成 23 年 8 月 10 日から施行する。

付則

この要領は、平成 31 年 5 月 17 日から施行する。

付則

この要領は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

付則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。